

入札・契約制度の一部見直しについて

入札・契約制度に係る以下の内容について、この度、見直しを行いましたので報告いたします。

1 「杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則」の改正

「地方自治法施行令の一部を改正する政令」（令和 7 年 3 月 28 日の公布）により、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（少額随意契約）の基準額が改正されたことに伴い、以下のとおり改正を行う。

（1）少額随意契約の基準額

契約の種類	改正前	改正後
一 工事又は製造の請負	130 万円	200 万円
二 貢産の買入れ	80 万円	150 万円
三 物件の借入れ	40 万円	80 万円
四 貢産の売払い	30 万円	50 万円
五 物件の貸付け	30 万円	30 万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円	100 万円

（2）委任規則改正案

「部契約」を廃止し、少額随意契約の限度額まで主管課長契約とする。

委任事務	現行		改正後	
	基準額	受任者	基準額	受任者
工事又は 製造の請負	50 万円超 130 万円以下	主管部長（営繕課 は経理課長）	200 万円以下	主管課長
	50 万円以下	主管課長		
請負（委託・印 刷・修理）	50 万円以下	主管課長	100 万円以下	主管課長
物品	50 万円超 80 万円以下	主管部長	150 万円以下	主管課長
	50 万円以下	主管課長		
賃貸借	40 万円以下	主管課長	80 万円以下	主管課長
売却	30 万円以下	主管課長	50 万円以下	主管課長

（3）適用開始

令和 8 年度契約から適用する。